

佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年3月9日

佐賀県後期高齢者医療広域連合

監査委員 力久 剛

監査委員 山口 常人

令和2年度佐賀県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

1 監査の対象

令和元年12月1日から令和2年11月30日までに執行された事務

2 監査の期日

令和3年1月19日

3 監査の方法

執行部局へあらかじめ提出を求めた関係調書及び事務の執行管理に伴う関係書類並びに諸帳簿類を検査するなど書面による監査を行うとともに、当広域連合の事業実施内容など運営全般も含め、必要に応じ関係職員から事情を聴取した。

4 監査の結果

予算の執行、会計、契約及び財産管理等の事務処理状況について監査した結果、法令等に基づいて適正且つ合理的に執行されており、不正、不当なもの認められなかった。

なお、監査の過程において確認を要する事項については、その都度説明を受け、必要に応じ関係職員へ指導・助言を実施した。